

# 人事労務系の専門紙「労働新聞」様に

当事務所代表の記事を掲載していただきました。

平成25年8月5日

(第3種郵便物認可)

労働

賃金

労務

労務



愛知



オフィス石野

代表  
石野 晴美

社会保険労務士の仕事に携わるようになってから早いもので15年近くになるが、先日、初めて顧問先企業から「男性社員が育児休業を取りたいと言ってきたのですが」と男性の育児取得に関するご相談をいただいた。公務員や大手企業を含めた男性全体の育児取得率が1〜2%の現状において、特に中小企業では、男性の育児休業などは現実味がないと思われている方も多いのではないだろうか。しか

し、それは大きな勘違いである。ちょうどその1カ月前に別の顧問先で就業規則の説明会を行った際にも、出産や育児に関する休業制度・各種給付のことを熱心に質問した方は、20歳代後半の男性社員の方だった。ここ1、2年で、20〜30歳代の男性社員から、出産育児関連の制度について積極的な質問をいただくことが珍しくなくなつたと感じている。この理由はなぜなのか、と考えてみると、政府広報やイクメン芸能人の影響、家庭科が必修科目となつたなど、この世代の持つ感覚的な理由も大きいだろうが、やはり一番は、共働きをしなければ家計が大変なことに

分を別の日の労働時間に加算することもできるが、1日の労働時間が9時間を超えてはならず、1週間の労働時間は計48時間を超えてはならない(同項)。  
また、一部の危険業種(地下・水中・洞窟内・トンネル内の業  
い(同項、労働社会福祉省令19  
98年第2号)。  
なお、原則として1日1時間以  
上の休憩時間を設けることが求め  
られる(同法第27条第1項)。  
時間外・休日勤務には原則とし  
て労働者の事前同意が必要であ  
2項、第3項)。  
一方、上記の危険業種や18歳未  
(ノーデー  
満の児童については時間外・休日  
勤務が一切禁じられており(同法  
第31条、妊婦については午後10時  
から午前6時までの時間外・休日  
勤務日の  
上または補  
賃金の1・

## 育児休業の活用を提案



なるという危機感からではないだろうか。今年7月に発表された「平成24年の国民生活基礎調査」によると、国民全体の平均世帯年収は548万円となっている。1994年の664万円をピークに20年近く下がり続けていたのが、ようやくここへきて上昇に転じたようだ。しかし、20歳代は、平成23年調査から横ばいの

約315万円のままである(しかも平均値は高い者に引つ張られるため、低い者から高い者へと順に並べたときの中央値はそれよりもかなり低いはずだ)。  
若い世代は、賃金上昇の期待を持っていないまま結婚し、子育てしなければならない状況に直面している。したがって、男性1人で一家の収入を全て支えるよりも、2人で稼ぎ、子育てもシェアしながら働き続けることを追求することは、当然の帰結といえる。  
しかしながら企業側は、40歳代以上の経営者、人事担当者の割合が多く、まだまだ昭和の感覚から抜け出せていない。若い世代が増えるにしたがって、法的義務ではなく、生活維持の必然として育児介護休業を考え、労使双方に提案することを心がけていきたいと思っている。